

令和9年度 主要課題/活動事業例

まちづくりの 基本方針	整理 番号	基本 施策	市の主要課題	【参考】活動事業例
ともに支え合い 誰もがいきいき と暮らせるまち	1	1-1	地域福祉	○支え合い・助け合い活動（見守り・ゴミ出し等支援） ○地域福祉に関する講演会・研修会等 ○多世代交流の居場所づくり、コミュニティカフェ
	2	1-2	子育て支援	○子を持つ親の居場所づくり／父親の集いの場づくり ○こども食堂等地域のこどもの居場所づくり ○子育て応援講演会等 ○自然を活かしたこどもの遊び提供 ○こどもの権利啓発に関する事業
	3	1-3	高齢者福祉	○認知症を地域で支えるための取組（認知症サポーター養成講座、認知症声かけ訓練の実施など） ○高齢者の居場所づくり ○介護予防に関する取り組み ○高齢者の生活支援に関する取組（家事支援・買い物支援など）
	4	1-4	障害者福祉	○障害や障害者についての理解促進の取組（イベント、講演、教育など） ○支え合い・助け合い活動（見守り・ゴミ出し等支援） ○まちのバリア点検会（地域においてバリアフリーになっていない場所を探しまとめるもの）
	5	1-5	健康づくり	○健康づくりに関する情報発信や健康活動の実践を促す取り組み （例：健康づくりのための運動の実践、減塩や野菜摂取量の増加に関する取り組み等）
人と自然が調 和した安心して 暮らせるまち	6	2-1	都市計画・公共交通	○公共交通の利用促進（路線バス・コミュニティバスの利用促進のための、市民向け広報媒体作成等）
	7	2-2	住宅・住環境	○空き家の実態調査及びパトロール ○空き家対策セミナー・相談会
	8	2-3	道路環境	○道路の側溝等の清掃及び草刈り ○道路や道路付帯施設の不具合の発見・通報活動
	9	2-4	公園・緑地整備	○公園活用（自然環境での遊び体験など） ○花壇や街路樹の管理/公園・緑地の管理 ○里山・ビオトープ・緑地整備
	10	2-5	上下水道	-
	11	2-6	消防・防災	○防災講演会・研修会 ○防災訓練、消火訓練、防災図上訓練、避難所運営訓練 ○個別避難計画・地区防災計画の作成 ○防災マップ作成 ○防災協力井戸の確保 ○防災意識アンケート ○救命講習
	12	2-7	防犯・交通安全	○防犯講習会・研修会 ○防犯パトロール、青色防犯パトロール ○防犯に関する啓発・注意喚起（防犯標語募集・のぼり旗など） ○電話de詐欺への注意呼びかけ活動 ○交通安全標語募集・のぼり旗 ○自転車教室
	13	2-8	市民相談・結婚支援	○消費者トラブルに巻き込まれないための知識の普及・啓発（消費生活セミナーなど） ○婚活イベントや結婚相談などの結婚支援
	14	2-9	環境保全	○通学路除草・清掃、生活道路のごみ拾い ○不法投棄パトロール、不法投棄防止看板設置、不法投棄物撤去 ○外来生物（植物）の駆除 ○地球温暖化対策（緑のカーテンなど）
地域の資源を 活かした 活力と賑わい のあるまち	15	3-1	商工業振興	○就職支援活動 ○こどもが市内の商店街を取材し、商店街を紹介する取組 ○日常の商店街に賑わいをもたらす取組
	16	3-2	農業振興	○農業体験
	17	3-3	観光振興	○観光施設の環境整備・植栽
	18	3-4	文化・芸術振興	○地域の伝統行事・工芸技術の伝承・記録作成等 ○歴史資産の保全・環境整備・活用 ○歴史文化講演会 ○美術館を核とした地域と共働して行う文化芸術活動 ○文化芸術に関する講演会や講座の開催
豊かな心を育 み笑顔あふれ るまち	19	4-1	学校教育	○学習ボランティア
	20	4-2	教育環境	○通学見守り ○こども防犯教室、講演会、防災訓練 ○学校・家庭・地域の交流会
	21	4-3	生涯学習	○佐倉学の推進 ○市民の読書普及・推進に向けた取組
	22	4-4	青少年健全育成	○昔遊び体験教室 ○手作りキャンプ ○学習支援 ○職業体験
	23	4-5	スポーツ振興	○スポーツを通じた健康増進・心身形成 ○スポーツの普及・啓発
市民とともに創 る多様性のある 持続可能な まち	24	5-1	コミュニティ	○住民自治・コミュニティの活性化事業 ○自治会業務のサポート事業
	25	5-2	平和・国際化	○外国人居住者への生活相談・サポート体制づくり
	26	5-3	情報発信・共有、 広聴	○市内外に向けた市の情報発信（広報誌、ホームページ等） ○定住人口の維持、関係人口・交流人口の増加、佐倉市の知名度向上、転出抑制・定住促進に向 けた取組
	27	5-4	人権・男女平等参画	○人権・男女平等参画の啓発に関する事業
	28	5-5	行財政運営	○スマートフォン講習会事業
	29	5-6	資産管理・運営	-
	30	5-7	企業・高等教育機関等との連携	-

※営利を目的としたものや、特定の個人や団
体のみが利益を受ける事業は対象外